

学術研究振興資金の不適切な使用等が行われた場合における取扱い

平成 20 年 8 月 13 日理事長裁定

(趣旨)

第一条 日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）が交付する学術研究振興資金（以下「資金」という。）について、不適切な使用等が行われた場合の事実の確認又は資金の返還等に関する取扱いについては、日本私立学校振興・共済事業団助成業務方法書（以下「業務方法書」という。）及び日本私立学校振興・共済事業団学術研究振興基金取扱規程に定めるもののほか、この取扱いの定めるところによる。

(定義)

第二条 この取扱いにおいて資金の不適切な使用等とは、資金の交付対象となる事業の経費（以下、「対象経費」という。）以外の用途への使用等、著しく適正を欠く使用又は不正な手段による受給をいう。

2 第1項に規定する対象経費以外の用途への使用等とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 採択された研究事業に関連する研究への使用
- 二 第一号を除く研究への使用
- 三 研究に関連しない用途への使用
- 四 架空の取引に係る支出
- 五 実態の伴わない支出
- 六 第一号から第五号にかかわらず個人の経済的な利益を得るための使用（以下「私的使用」という。）

(調査報告書等の提出)

第三条 事業団は、資金の不適切な使用等が判明した場合、当該学校法人に資金の使用状況の調査、再発防止及び改善計画等の報告書（以下「調査報告書等」という。）を提出させるものとする。

2 資金の不適切な使用等が判明した場合、事業団は必要な調査を行うことができるものとする。

(返還請求等)

第四条 事業団は、第三条に規定する調査報告書等に基づき、資金について不適切な使用等と認められる金額については資金の交付決定を取り消し、期限を定めて当該金額の返還の請求を行うものとする。

2 事業団は、調査報告書等により、不適切な使用等が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、資金の交付決定の全部を取り消し、既に資金が交付されている場合は期限を定めて返還の請求を行うものとする。

- 一 根拠のない報告又は虚偽の報告をした場合
- 二 学校又は学校法人が組織的に関与したと認められる場合
- 三 私的使用と認められる場合
- 四 不正な手段による受給と認められる場合

3 事業団は、調査報告書等により、不適切な使用等が、第2項第一号から第四号に該当しないと認められる場合は、資金の交付決定の一部を取り消し、当該金額について期限を定めて返還の請求を行うものとする。

一部取り消しに当たっては、不適切な使用等に係る返還額を、事業団の資金交付額と学校法人の負担額の割合で按分して算出するものとし、返還の請求額について千円未満の端数がある場合は千円に切り上げて請求するものとする。

4 資金の不適切な使用等を行った研究者が所属する学校において、資金の不適切な使用等と認められた研究事業（以下「当該事業」という。）以外の研究事業に対して既に資金の交付を行っている場合は、事業団は調査報告書等を勘案し、当該資金の交付決定を取り消し、期限を定めて当該金額の返還の請求を行うことができるものとする。

5 事業団は、資金の不適切な使用等を行った研究者が所属する学校からの資金の申請については、不採択とすることができるものとする。

（資金を交付しない期間）

第五条 事業団は、資金の不適切な使用等を行った研究事業に関わった研究者の行う当該事業以外の研究事業に対しては、次の各号に掲げる対象経費以外の用途への使用内容に応じて、資金の不適切な使用等による返還を命じた年度の翌年の4月1日から起算して当該各号に定める間、資金の交付を行わないものとする。

- 一 採択された研究事業に関連する研究に使用した場合 2年
- 二 第一号を除く研究に使用した場合 3年
- 三 研究に関連しない用途に使用した場合 4年
- 四 架空の取引に係る支出又は実態の伴わない支出をした場合 4年
- 五 第一号から第四号にかかわらず私的使用した場合 5年

2 事業団は、不正な手段によって資金の受給をした研究者又はこれに共謀した研究者が行う研究事業については、当該資金の返還を命じた年度の翌年の4月1日から起算して5年間、資金の交付を行わないものとする。

3 事業団は、資金の不適切な使用等に関して学校又は学校法人の組織的関与が認められる場合若しくは根拠のない報告又は虚偽の報告をした場合は、当該組織に所属するすべての研究者の研究事業について、当該資金の不適切な使用等による返還を命じた年度の翌年の4月1

日から起算して5年間、資金の交付を行わないものとする。

- 4 事業団は、第1項から第3項の規定にかかわらず、再発防止策、改善計画及びその実施状況を参酌して資金を交付しない期間を短縮することができるものとする。この場合において、学術研究振興資金選考委員会の承認を受けなければならない。

附 則

この取扱いは、平成20年4月1日から適用する。